



鳥取県公報

令和2年3月27日（金）
号外第34号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則（23）（農業大学校）・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（24）（林政企画課）・・・・ 9
	鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（25）（水産課）・・・・・・・・・・ 10
	鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （26）（〃）・・ 12

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

- (1) 民法の一部が改正され、個人根保証契約については極度額を定めなければ効力を生じなくなったこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 授業料及び入校料の納付期限等について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 入学を許可された者の親権者等が連帯して保証する極度額は、修業年限全てに係る授業料の額に相当する額とする。
- (2) 大学等における修学の支援に関する法律の規定による授業料等の減免の申請がなされている場合は、当該減免の可否を決定する日までの間、授業料及び入校料の納付を猶予することができる。
- (3) 誓約書等の様式について、所要の規定の整備を行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

◇鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が延長されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を令和3年3月31日まで（現行 令和2年3月31日まで）とする。
- (2) 国有林野の管理経営に関する法律の規定により樹木採取権の設定を受けた森林所有者等が認定事業計画とみなされた申請書に従って事業を実施する場合の貸付金の償還期間は、12年以内（現行 10年以内）とする。
- (3) 施行期日は、令和2年4月1日とする(2)に関する事項を除き、公布の日とする。

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

- (1) 民法の一部が改正され、事業に係る債務についての保証契約の特則が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 沿岸漁業改善資金借用証書に、民法で定めるところにより、連帯保証人になろうとする者（法人又は同法第465条の9各号のいずれかに該当する者を除く。）が保証債務を履行する意思を表示した公正証書の正本又は謄本を添付しなければならないこととする。
- (2) 東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を令和3年3月31日まで（現行 令和2年3月31日まで）とする。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする(2)に関する事項を除き、令和2年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

卸売市場法及び鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 卸売業務の許可の申請手続等について定める等の所要の改正を行う。
- (2) 市場関係事業者について定めた規定について、所要の規定の整備を行う。
- (3) 売買取引及び決済の方法について定めた規定について売買取引の原則を新たに定める等の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和2年6月21日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入学の手続)</p> <p>第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める書類</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>親権者等（学生が未成年者の場合にあつては親権者又は未成年後見人、学生が成年者であつて独立の生計を営む者でない場合にあつては当該学生の生計を維持する者をいう。以下同じ。）がある場合 親権者等及び保証人が連署した誓約書（様式第3号）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>親権者等がない場合 保証人2人が連署した誓約書（様式第3号の2）</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 親権者等は、学生について在学中に生じた一切の債務（修業年限全てに係る条例第7条第1項の授業料（以下「授業料」という。）の額に相当する額を極度額とする。）について連帯して保証するものとする。</u></p> <p><u>3 保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。学生が条例、この規則その他の関係規程を遵守し、学業に励むことを保証するものとする。</u></p> <p><u>4 親権者等に変更があつたときは、新たに親権者等となつた者は、直ちに誓約書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>5 保証人に変更があつたときは、新たに保証人となつた者は、直ちに誓約書（様式第4号の2）を校長に提出しなければならない。</u></p> <p>(入校料の納付)</p> <p>第16条の3 大学校への入校の許可を受けた者は、</p>	<p>(入学の手続)</p> <p>第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>保証人2人が連署した誓約書（様式第3号）</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 前項第1号の保証人は、独立の生計を営む成年者であり、かつ、親権者又は後見人があるときは、そのうち1人は親権者又は後見人でなければならない。</u></p> <p><u>3 保証人に変更があつたときは、新たに保証人となつた者は、直ちに誓約書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。</u></p> <p>(入校料の納付)</p> <p>第16条の3 大学校への入校の許可を受けた者は、</p>

条例に定めるところにより、入校料を納付しなければならない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定による授業料等の減免の申請がなされている場合は、当該減免の可否を決定する日までの間、入校料の納付を猶予することができる。

(授業料の納付期限等)

第17条 授業料は、前期分にあつては4月20日までに、後期分にあつては10月10日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額の授業料を納付しなければならない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定による授業料等の減免の申請がなされている場合は、前条ただし書の規定を準用する。

2～4 略

様式第2号の2（第12条の2関係）

略

備考 大学等における修学の支援に関する法律の規定による授業料等の減免の申請を行っている場合は、当該減免の可否を決定する日までの間、入校料の納付を猶予することができる。

様式第3号（第13条関係）

誓 約 書

職 氏 名 様

私は、貴大学の学生として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。

年 月 日

本人 住所

氏名 ㊟

私は、上記の学生に誓約を守らせるとともに、上記の学生について貴大学に在学中に生じた一切の債務（極度額 円）について連帯して保証することを誓います。

年 月 日

親権者等 住所

氏名 ㊟

年 月 日生

本人との続柄

私は、上記の学生に誓約を守らせることを誓います。

年 月 日

条例に定めるところにより、入校料を納付しなければならない。

(授業料の納付期限等)

第17条 条例第7条第1項の授業料は、前期分にあつては4月20日までに、後期分にあつては10月10日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額の授業料を納付しなければならない。

2～4 略

様式第2号の2（第12条の2関係）

略

様式第3号（第13条関係）

誓 約 書

職 氏 名 様

私は、貴大学の学生として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。

年 月 日

本人 住所

氏名 ㊟

私たちは、上記の者が貴大学に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保証人 住所

氏名 ㊟

年 月 日生

本人との続柄

保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

様式第3号の2 (第13条関係)

誓 約 書
職 氏 名 様
私は、貴大学の学生として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に
従って学業に精励することを誓います。
年 月 日
本人 住所
氏名 ㊟
私は、上記の学生に誓約を守らせることを誓
います。
年 月 日
保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄
保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

様式第4号 (第13条関係)

誓 約 書
職 氏 名 様
私は、このたび貴大学校学生 の親権者等
となりましたので、前の親権者等 と同様、
本人に誓約を守らせるとともに、上記の学生に
ついて貴大学校に在学中に生じた一切の債務
(極度額 円) について連帯して保証するこ
とを保証します。
年 月 日
親権者等 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

様式第4号 (第13条関係)

誓 約 書
職 氏 名 様
私は、このたび貴大学校学生 の保証人と
なりましたので、前の保証人 と同様、本人
が貴大学校に在学中、本人について生じた一切
の責任を引き受けることを保証します。
年 月 日
保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

様式第4号の2 (第13条関係)

誓 約 書
職 氏 名 様

私は、このたび貴大学校学生 〃 の保証人と
 なりましたので、前の保証人 〃 と同様、本人
 が貴大学校に在学中、上記の学生に誓約を守ら
 せることを誓います。

年 月 日

保証人 住所
 氏名 ㊟

年 月 日生
 本人との続柄

様式第5号（第15条関係）

休 学 願

職 氏 名 様

このたび、下記の理由により休学したいの
 で、許可して下さるよう親権者等及び保証人
 (保証人)と連署してお願いします。

月 日 日

養成課程農業経営学科 コース 年

本人 氏名 ㊟

親権者等(保証人) 住所
 氏名 ㊟

保証人 住所
 氏名 ㊟

記

略

様式第6号（第15条関係）

退 学 願

職 氏 名 様

このたび、下記の理由により退学したいの
 で、許可して下さるよう親権者等及び保証人
 (保証人)と連署してお願いします。

月 日 日

養成課程農業経営学科 コース 年

本人 氏名 ㊟

親権者等(保証人) 住所
 氏名 ㊟

保証人 住所
 氏名 ㊟

記

略

様式第7号（第16条関係）

様式第5号（第15条関係）

休 学 願

職 氏 名 様

このたび、下記の理由により休学したいの
 で、許可して下さるよう保証人と連署してお
 願います。

月 日 日

養成課程農業経営学科 コース 年

本人 氏名 ㊟

保証人 住所
 氏名 ㊟

保証人 住所
 氏名 ㊟

記

略

様式第6号（第15条関係）

退 学 願

職 氏 名 様

このたび、下記の理由により退学したいの
 で、許可して下さるよう保証人と連署してお
 願います。

月 日 日

養成課程農業経営学科 コース 年

本人 氏名 ㊟

保証人 住所
 氏名 ㊟

保証人 住所
 氏名 ㊟

記

略

様式第7号（第16条関係）

復 学 願	復 学 願																																																								
<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>このたび、下記の理由により復学したいので、許可して下さるよう<u>親権者等及び保証人(保証人)</u>と連署してお願いします。</p> <p style="text-align: center;">月 日 日</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">養成課程農業経営学科</td> <td style="width: 10%;">コース</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本人 氏名</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">⑩</td> </tr> <tr> <td><u>親権者等(保証人)</u> 住所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">⑩</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保証人 住所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">⑩</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">記</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">略</p>	養成課程農業経営学科	コース	年		本人 氏名			⑩	<u>親権者等(保証人)</u> 住所				氏名			⑩	保証人 住所				氏名			⑩	記				<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>このたび、下記の理由により復学したいので、許可して下さるよう<u>保証人</u>と連署してお願いします。</p> <p style="text-align: center;">月 日 日</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">養成課程農業経営学科</td> <td style="width: 10%;">コース</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本人 氏名</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">⑩</td> </tr> <tr> <td><u>保証人</u> 住所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">⑩</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保証人 住所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">⑩</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">記</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">略</p>	養成課程農業経営学科	コース	年		本人 氏名			⑩	<u>保証人</u> 住所				氏名			⑩	保証人 住所				氏名			⑩	記			
養成課程農業経営学科	コース	年																																																							
本人 氏名			⑩																																																						
<u>親権者等(保証人)</u> 住所																																																									
氏名			⑩																																																						
保証人 住所																																																									
氏名			⑩																																																						
記																																																									
養成課程農業経営学科	コース	年																																																							
本人 氏名			⑩																																																						
<u>保証人</u> 住所																																																									
氏名			⑩																																																						
保証人 住所																																																									
氏名			⑩																																																						
記																																																									

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和3年3月31日</u>までに借り入れる貸付金（以下この条において「被災者貸付金」という。）の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）<u>第4条第5項の認定を受けた者（同法第24条の規定により認定事業者とみなされた者を含む。）</u>が当該認定に係る計画（<u>同法第24条の規定により認定事業計画とみなされた申請書を含む。</u>）に従って<u>同法第4条第1項</u>に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（3年以内（被災者貸付金にあっては、6年以内）の据置期間を含む。）</p> <p>(4) 略</p>	<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和2年3月31日</u>までに借り入れる貸付金（以下本条において「被災者貸付金」という。）の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）<u>第4条第4項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同条第1項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合</u> 12年以内（3年以内（被災者貸付金にあっては、6年以内）の据置期間を含む。）</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第4項第3号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和3年3月31日</u>までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(借用証書)</p> <p>第10条 前条第3項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、沿岸漁業改善資金借用証書（様式第2号）を信漁連を経由して知事に提出しなければならない。<u>この場合において、連帯保証人（法人又は民法（明治29年法律第89号）第465条の9各号のいずれかに該当する者を除く。）があるときは、当該連帯保証人に係る同法第465条の6第1項の公正証書の正本又は謄本を添付しなければならない。</u></p> <p>様式第2号（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表 面)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">略</div> </div> <p style="text-align: center;">沿岸漁業改善資金借用証書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin: 5px auto; width: 80%;">略</div> <p>本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついては、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約いたします。</p>	<p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和2年3月31日</u>までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(借用証書)</p> <p>第10条 前条第3項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、沿岸漁業改善資金借用証書（様式第2号）を信漁連を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>様式第2号（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表 面)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">略</div> </div> <p style="text-align: center;">沿岸漁業改善資金借用証書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin: 5px auto; width: 80%;">略</div> <p>本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついては、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約いたします。</p>

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p>借受者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>団体又は会社にあつては、名称及び代表者の氏名</p> </div> <p>上記資金の借受けにつき、下名は鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>(注)</p> <p>1 「資金の種類」欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第1に掲げる種類を記入すること。</p> <p>2 <u>連帯保証人（法人又は民法（明治29年法律第89号）第465条の9各号のいずれかに該当する者を除く。）があるときは、当該連帯保証人に係る同法第465条の6第1項の公正証書の正本又は謄本を添付すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（裏 面）</p> <p style="text-align: center;">沿岸漁業改善資金借用証書特約条項</p> <p>第1条～第9条 略</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p>借受者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>団体又は会社にあつては、名称及び代表者の氏名</p> </div> <p>上記資金の借受けにつき、下名は鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>(注)</p> <p>「資金の種類」欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第1に掲げる種類を記入すること。</p> <p style="text-align: center;">（裏 面）</p> <p style="text-align: center;">沿岸漁業改善資金借用証書特約条項</p> <p>第1条～第9条 略</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けを行う沿岸漁業改善資金について適用する。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則（昭和57年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第3条</u>）</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者（<u>第4条—第8条</u>）</p> <p>第2節 仲卸業者（<u>第9条—第14条</u>）</p> <p>第3節 売買参加者（<u>第15条—第19条</u>）</p> <p>第4節 附属営業人（<u>第20条—第22条</u>）</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法（<u>第23条—第41条</u>）</p> <p>第4章 市場施設の利用（<u>第42条—第45条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第46条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者</p> <p><u>（卸売業務の許可の申請等）</u></p> <p><u>第4条 条例第3条の規定による許可（以下「卸売業務の許可」という。）を受けようとする者は、卸売業務許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1）申請者が法人である場合にあつては、定款及び登記事項証明書</u></p> <p><u>（2）当該年度及び翌年度の事業計画書</u></p> <p><u>2 知事は、卸売業務の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、卸売業務の許可をしないものとする。</u></p> <p><u>（1）卸売市場法（昭和46年法律第35号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p><u>（2）条例第12条第1項第1号の規定又は第8条の規定により卸売業務の許可の取消しを受け、</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第5条</u>）</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者（<u>第6条—第8条</u>）</p> <p>第2節 仲卸業者（<u>第9条—第15条</u>）</p> <p>第3節 売買参加者（<u>第16条—第19条</u>）</p> <p>第4節 附属営業人（<u>第20条</u>）</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法（<u>第21条—第26条</u>）</p> <p>第4章 市場施設の利用（<u>第27条—第30条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第31条</u>）</p> <p>附則</p> <p><u>第4条及び第5条 削除</u></p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者</p>

その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(3) 条例第4条第1項の規定による許可（以下「仲卸業務の許可」という。）を受けた者（以下「仲卸業者」という。）又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者

(4) 法人で、その業務を執行する役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの

(5) 卸売業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者

3 知事は、卸売業務の許可をしたときは、卸売業務許可証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

4 卸売業者（卸売業務の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、指定したせり人に変更があったときはせり人変更届（様式第3号）により知事に届け出なければならない。

5 卸売業者は卸売業務の許可を取り消されたとき又は卸売業務を廃止したときは、速やかに卸売業務許可証を知事に返納しなければならない。

（許可証の記載事項の変更の届出等）

第5条 卸売業者は、卸売業務許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに知事に届け出て、当該許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

2 卸売業者は、卸売業務許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、知事に卸売業務許可証の再交付を申請しなければならない。

3 前2項の規定による卸売業務許可証の記載事項の変更の届出又はその再交付の申請の手続は、知事が別に定める。

（せり人の指定の届出の報告）

第6条 卸売業者（条例第3条第1項に規定する卸売業者をいう。以下同じ。）は、鳥取県地方卸売市場条例（昭和46年鳥取県条例第49号）第12条第2項の規定によりせり人の指定の届出をしたときは、速やかにその旨を知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）に報告しなければならない。

(記章の着用)

第6条 せり人は、市場において卸売のせりに従事するときは、せり人記章(様式第4号)を着用しなければならない。

(事業報告書の作成及び閲覧)

第7条 略

2 卸売業者は、事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書について閲覧の申出があったときは、次に掲げる場合を除き、これを拒んではならない。

(1) 卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

3 前項の閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他適切な方法によりさせなければならない。

(卸売業務の許可の取消し)

第8条 知事は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業務の許可を取り消すことができる。

(1) 第4条第2項第1号、第3号、第4号又は第5号(資力信用を有しない者に限る。)のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 不正の手段により卸売業務の許可を受けたとき。

(3) 正当な理由がないのに卸売業務の許可を受けた日から起算して3月以内に卸売業務を開始しないとき又は3月以上引き続き卸売業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのに卸売業務を遂行しないとき。

(仲卸業務の許可の申請等)

第9条 仲卸業務の許可を受けようとする者は、仲卸業務許可申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(記章の着用)

第7条 せり人は、市場において卸売のせりに従事するときは、せり人記章(様式第1号)を着用しなければならない。

(事業報告書の提出)

第8条 略

(仲卸業務の許可の申請等)

第9条 条例第3条第1項の規定による許可(以下「仲卸業務の許可」という。)を受けようとする者は、仲卸業務許可申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、仲卸業務の許可をしたときは、仲卸業務許可証（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

（仲卸業務の許可の更新の申請等）

第10条 条例第5条第1項の規定による許可の更新を受けようとする仲卸業者は、仲卸業務の許可の有効期間満了の日の30日前までに、仲卸業務許可更新申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、条例第5条第1項の規定による許可の更新について準用する。

（業務開始等の届出）

第11条 仲卸業者は、仲卸業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したときは、仲卸業務開始（休止・再開・廃止）届（様式第8号）により遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（許可証の記載事項の変更の届出等）

第12条 略

（記章の着用）

第13条 仲卸業者又はその使用人は、市場において卸売のせりに参加するときは、仲卸業者記章（様式第9号）を着用しなければならない。

（許可証の返納）

第14条 略

（売買参加者の登録の申請等）

第15条 条例第7条の規定による登録（以下「売買参加者の登録」という。）を受けようとする者は、売買参加者登録申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、売買参加者の登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、売

2 知事は、仲卸業務の許可をしたときは、仲卸業務許可証（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（仲卸業務の許可の更新の申請等）

第10条 条例第4条第1項の規定による許可の更新を受けようとする仲卸業者は、仲卸業務の許可の有効期間満了の日の30日前までに、仲卸業務許可更新申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、条例第4条第1項の規定による許可の更新について準用する。

（許可証の記載事項の変更の届出等）

第11条 略

（許可証の掲示）

第12条 仲卸業者は、仲卸業務許可証を卸売業務施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

（記章の着用）

第13条 仲卸業者又はその使用人は、市場において卸売のせりに参加するときは、仲卸業者記章（様式第5号）を着用しなければならない。

（事業報告書の提出）

第14条 条例第6条の事業報告書は、毎事業年度経過後3月以内に提出しなければならない。

（許可証の返納）

第15条 略

（売買参加者の登録の申請等）

第16条 条例第8条第1項の規定による登録（以下「売買参加者の登録」という。）を受けようとする者は、売買参加者登録申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

<p><u>買参加者の登録をしないものとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第12条第1項第3号の規定又は第19条の規定により売買参加者の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>(2) <u>市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者</u></p> <p>(3) <u>法人で、その業務を執行する役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>(4) <u>卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者</u></p> <p>(5) <u>市場において継続的に取引を行う見込みがなく、かつ、卸売業者から卸売を受ける水産物の数量が著しく少ないと認められる者</u></p> <p>3 <u>売買参加者の登録の有効期間は、登録の日から起算して2年を経過した日以後の最初の12月31日までとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>(売買参加者の登録の更新)</p> <p>第16条 <u>売買参加者は、前条第1項の登録の有効期間満了の日後も引き続き卸売業者から卸売を受けようとするときは、売買参加者の登録の更新を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による登録の更新を受けようとする売買参加者は、売買参加者の登録の有効期間満了の日の30日前までに、売買参加者登録更新申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前条第2項(第1号を除く。)から第4項までの規定は、第1項の規定による登録の更新について準用する。</u></p> <p>(記章の着用)</p> <p>第17条 <u>売買参加者又はその使用人は、市場で卸売のせりに参加するときは、売買参加者記章(様式第12号)を着用しなければならない。</u></p> <p>(卸売を受けることの廃止の届出)</p> <p>第18条 <u>売買参加者は、卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、売買参加者廃止届(様式第13号)により遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p>	<p>2 略</p> <p>(売買参加者の登録の更新の申請等)</p> <p>第17条</p> <p><u>条例第9条第1項の規定による登録の更新を受けようとする売買参加者は、売買参加者の登録の有効期間満了の日の30日前までに、売買参加者登録更新申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、条例第9条第1項の規定による登録の更新について準用する。</u></p> <p>(記章の着用)</p> <p>第18条 <u>売買参加者又はその使用人は、市場で卸売のせりに参加するときは、売買参加者記章(様式第8号)を着用しなければならない。</u></p>
---	---

<p><u>(売買参加者の登録の取消し)</u></p> <p>第19条 知事は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、売買参加者の登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>第15条第2項第2号から第4号(資力信用を有しない者に限る。)までのいずれかに該当することとなったとき。</u></p> <p>(2) <u>不正の手段により売買参加者の登録を受けたとき。</u></p> <p>(附属営業の許可の申請等)</p> <p>第20条 条例第8条の規定による許可(以下「附属営業の許可」という。)を受けようとする者は、附属営業許可申請書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、附属営業の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) <u>卸売市場法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>(2) <u>条例第12条第1項第4号の規定又は第22条の規定により附属営業の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>(3) <u>法人で、その業務を執行する役員のうち前号に該当する者があるもの</u></p> <p>(4) <u>附属営業を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者</u></p> <p>3 略</p>	<p><u>(事業報告書の提出)</u></p> <p>第19条 条例第11条の事業報告書は、毎事業年度経過後3月以内に提出しなければならない。</p> <p>(附属営業の許可の申請等)</p> <p>第20条 条例第13条第1項の規定による許可(以下「附属営業の許可」という。)を受けようとする者は、附属営業許可申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p><u>(営業開始等の届出)</u></p> <p>第21条 附属営業人(附属営業の許可を受けた者という。以下同じ。)は、附属営業を開始し、休止し、再開し、又は廃止したときは、遅滞なく、附属営業開始(休止・再開・廃止)届(様式第15号)により知事に届け出なければならない。</p> <p><u>(附属営業の許可の取消し)</u></p> <p>第22条 知事は、附属営業人が次の各号のいずれかに該当するときは、附属営業の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>第20条第2項第1号、第3号又は第4号(資力信用を有しない者に限る。)に該当するこ</u></p>	

ととなったとき。

(2) 不正の手段により附属営業の許可を受けたとき。

(3) 正当な理由がないのに附属営業を遂行しないとき。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第23条 市場における売買取引は、公正かつ効率的に行わなければならない。

(売買取引の方法)

第24条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、相対売又は定価売の方法によることができる。

(1) 次に掲げる水産物のうち、卸売業者があらかじめ相対売又は定価売による旨を表示したものの卸売をするとき。

ア 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物（市場で解凍して卸売するものを除く。）及び生鮮水産物の加工品（湯煮又は焼干ししたものを除く。）

イ 淡水魚類、ふぐ、貝類（かき類を除く。）、いせえび、ざりがに類、しゃこ類、あみ類、うに・なまこ類、さめ類、冷凍鯨肉その他その種類又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供されることが少なく、飲食店の営業用、練製品の原料用等限られた特殊な用途に供される水産物

(2) 次に掲げる場合であって、せり売又は入札の方法によることが著しく不相当であると認められるとき。

ア 災害が発生したとき。

イ 水産物の入荷が遅延したとき。

ウ 卸売の相手方が少数であるとき。

エ せり売又は入札の方法による卸売により残品が生じたとき。

(3) 第28条第1項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をするとき。

2. 卸売業者は、前項ただし書の規定により相対売又は定価売の方法による卸売を行ったときは、当

第3章 売買取引及び決済の方法

(せり売又は入札の方法以外の方法によることができる水産物等)

第21条 条例第16条第1項第1号の一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している水産物で規則で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない水産物で規則で定めるものは、次に掲げる水産物とする。

(1) 一定の規格又は貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している水産物 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物（市場で解凍して卸売するものを除く。）及び生鮮水産物の加工品（湯煮又は焼干ししたものを除く。）

(2) 品目又は品質が特殊であるため需要が一般的でない水産物 淡水魚類、ふぐ、貝類（かき類を除く。）、いせえび、ざりがに類、しゃこ類、あみ類、うに・なまこ類、さめ類、冷凍鯨肉その他その種類又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供されることが少なく、飲食店の営業用、練製品の原料用等限られた特殊な用途に供される水産物

2. 条例第16条第1項第2号の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

<p>該卸売を行った日の属する月の翌月の20日までに 相対売（定価売）実施報告書（様式第16号）を知 事に提出しなければならない。</p>	<p>(1) 災害が発生したとき。 (2) 水産物の入荷が遅延したとき。 (3) 卸売の相手方が少数であるとき。 (4) せり売又は入札の方法による卸売により残 品が生じたとき。 3 条例第16条第2項の規定による報告は、当該卸 売を行った日の属する月の翌月の20日までに、相 対売（定価売）実施報告書（様式第10号）を提出 してしなければならない。</p>
<p>(販売開始時刻等の周知) 第25条 卸売業者は、市場における卸売のための販 売を開始するときは、あらかじめ、その時刻、場 所等を関係者に周知させなければならない。これ を変更するときも、同様とする。</p>	
<p>(指値のある受託水産物の表示) 第26条 卸売業者は、市場における卸売のための販 売の委託の引受けをした水産物（以下「受託水産 物」という。）に指値があるときは、その販売前に その旨を当該受託水産物に表示しなければならない。 い。</p>	
<p>(差別的取扱いの禁止) 第27条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関 し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対 して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。 2 卸売業者は、水産物について市場における卸売 のための販売の委託の申込みがあった場合には、 正当な理由がなければ、その引受けを拒んではな らない。</p>	
<p>(卸売の相手方の制限) 第28条 卸売業者は、市場における卸売の業務につ いては、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対し て卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる場 合であって、仲卸業者及び売買参加者の買受けを 不当に制限することとならないと認められるとき は、この限りでない。 (1)・(2) 略 2 卸売業者は、前項ただし書の規定により仲卸業 者及び売買参加者以外の者に卸売を行ったとき は、当該卸売を行った日の属する月の翌月の20日 までに、仲卸業者・売買参加者以外の者に対する 卸売実施報告書（様式第17号）を知事に提出しな</p>	<p>(卸売の相手方の制限を受けない特別の事情等) 第22条 条例第20条第1項ただし書の規則で定める 特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とす る。 (1)・(2) 略 2 条例第20条第2項の規定による報告は、当該卸 売を行った日の属する月の翌月の20日までに、仲 卸業者・売買参加者以外の者に対する卸売実施報 告書（様式第11号）を提出してしなければならない。</p>

<p>なければならない。</p>	<p>(卸売ができる市場外の場所の指定の申出) <u>第23条 条例第21条ただし書の規定による水産物の卸売をする場所の指定を受けようとする卸売業者は、市場外保管場所指定申出書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。</u></p>
<p>(市場外にある水産物の卸売の禁止)</p> <p><u>第29条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある水産物以外の水産物の卸売をしてはならない。ただし、市場の周辺の地域において知事が指定する場所にある水産物の卸売をする場合又は知事の承認を得て電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により水産物の卸売をする場合については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書に規定する水産物の卸売をする場所の指定を受けようとする卸売業者は、市場外保管場所指定申出書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項ただし書に規定する情報通信の技術を利用する取引方法による水産物の卸売の承認を受けようとする卸売業者は、知事が別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u></p> <p><u>4 知事は、次の各号に掲げる卸売については、第1項ただし書に規定する情報通信の技術を利用する取引方法による水産物の卸売の承認を行わないものとする。</u> (1)～(3) 略</p>	<p>(情報通信の技術を利用する取引方法による市場外にある水産物の卸売の承認)</p> <p><u>第24条</u></p> <p>知事は、次の各号に掲げる卸売については、<u>条例第21条ただし書に規定する情報通信の技術を利用する取引方法による水産物の卸売の承認を行わないものとする。</u> (1)～(3) 略</p>
<p>(売買取引の条件の公表)</p> <p><u>第30条 卸売業者は、次に掲げる事項について、卸売場に掲示しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(2) <u>取扱品目</u></p> <p>(3) <u>水産物の引渡しの方法</u></p> <p>(4) <u>委託手数料その他の水産物の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額</u></p> <p>(5) <u>水産物の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法</u></p> <p>(6) <u>売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下</u></p>	

「奨励金等」という。)がある場合には、その種類、内容、交付の基準及びその額

(受託契約約款)

第31条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めるときは、速やかに知事に届け出なければならない。当該受託契約約款を変更した場合も同様とする。

(委託手数料)

第32条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託をした者から收受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を知事に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも同様とする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

3 知事は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

(受託水産物の検収)

第33条 卸売業者は、受託水産物の受領に当たっては、検収を確実に行うとともに、受託水産物の種類、数量、等級、品質等をその委託をした者に通知しなければならない。

(卸売水産物を買受けた者の明示及び引取り)

第34条 卸売業者は、その卸売をした水産物を買受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた水産物を、速やかに引き取らなければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第35条 仲卸業者は、市場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、仲卸業者が水産物を卸売業者から買入れることが困難な場合であって、市場における取引の秩序を乱すおそれがないものとして

(卸売業者以外の者からの買入れの許可の申請)

第25条

<p>知事の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>水産物の販売の委託を受けること。</u></p> <p>(2) <u>水産物を卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の規定による許可を受けようとする仲卸業者は、直接集荷許可申請書（様式第19号）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(仕切及び送金)</u></p> <p>第36条 <u>卸売業者は、受託水産物の卸売をしたときは、その委託をした者に対し、当該卸売をした日の翌日までに、売買仕切書を送付するとともに、速やかに売買仕切金を委託した者が指定する方法により送付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の売買仕切書には、当該卸売をした受託水産物の種類、数量、等級、品質及び価格を正確に記載しなければならない。</u></p> <p><u>(買受代金の支払)</u></p> <p>第37条 <u>仲卸業者又は売買参加者は、卸売業者から卸売を受けたときは、その水産物の引渡しを受けた日から24日以内に、卸売業者に対し買受代金を卸売業者が指定する方法により支払わなければならない。ただし、買受代金の支払についての特約があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の特約は、他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであってはならない。</u></p> <p><u>(卸売予定数量等の報告等)</u></p> <p>第38条 <u>卸売業者は、毎開場日、卸売を予定している主要な水産物の種類、数量及びその日の主要な品目の主要な産地をその日の卸売のための販売の開始時刻までに、指定管理者（条例第2条の2第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>卸売業者は、毎開場日、卸売をした主要な水産物の種類、数量、価格及びその日の主要な品目の主要な産地をその日の卸売のための販売の終了後速やかに、指定管理者に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>卸売業者は、毎月の水産物の取扱状況について、翌月5日までに、取扱状況報告書（様式第20号）により指定管理者に報告しなければならない。</u></p>	<p><u>条例第27条ただし書の規定による許可を受けようとする仲卸業者は、直接集荷許可申請書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(卸売予定数量等の報告)</u></p> <p>第26条</p> <p><u>条例第30条第1項及び第2項の規則で定める事項は、その日の主要な品目の主要な産地とする。</u></p> <p>2 <u>条例第30条第3項の規定による報告は、月の初日から末日までの取扱状況を翌月5日までに、取扱状況報告書（様式第15号）を提出してしなければならない。</u></p>
--	---

4 卸売業者は、その取扱品目に属する水産物に関する次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める報告の後速やかにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量 第1項の規定による報告

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 第2項の規定による報告

(3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第30条第4号及び第6号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。） 第3項の規定による報告

(卸売予定数量等の掲示)

第39条 指定管理者は、卸売業者から前条第1項又は第2項の規定による報告を受けたときは、直ちにその内容を市場内の指定管理者が定める場所に掲示するものとする。

(差別的取扱いの禁止)

第40条 出荷者、卸売業者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者に対しては、不当に差別的な取り扱いをしないものとする。

(水産物の品質管理)

第41条 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、附属営業人及び買出人は、別表に定めるところにより水産物の品質管理を行わなければならない。

(使用料の減免)

第42条 条例第17条の使用料の減免は、水産物の流通の合理化を図るため知事が特に必要と認めるときに限り行うことができる。

(行為の制限等)

第43条 卸売業者、仲卸業者及び附属営業人がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに指定管理者が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内において物品の販売その他の営業行為を行った者については、条例第14条第1項第4号に規定する行為を行ったものとみなし、同条第2項の規定を適用する。

(水産物の品質管理の方法)

第26条の2 条例第35条の2に規定する規則で定める水産物の品質管理の方法は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第27条 条例第40条の使用料の減免は、水産物の流通の合理化を図るため知事が特に必要と認めるときに限り行うことができる。

(行為の制限等)

第28条 卸売業者、仲卸業者及び附属営業人がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに指定管理者（条例第2条の2第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内において物品の販売その他の営業行為を行った者については、条例第37条第1項第4号に規定する行為を行ったも

(損傷又は滅失の届出)

第44条 略

(許可等の制限又は条件)

第45条 略

第46条 略

別表 (第41条関係) 略

様式第1号 (第4条関係)

卸売業務許可申請書

職 氏 名 様

卸売業務の許可を受けたいので、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則第4条第1項の規定により下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

(法人にあつては、所在地)

申請者 氏 名 ④

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

取扱品目	
せり人	氏名
	住所
	経歴
資本金又は出資の額	
役員の氏名	

添付書類

1 申請者が法人である場合にあつては、定款及び登記事項証明書

2 当該年度及び翌年度の事業計画書

備考 「資本金又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第2号 (第4条関係)

番 号

卸売業務許可証

のとみなし、同条第2項の規定を適用する。

(損傷又は滅失の届出)

第29条 略

(許可等の制限又は条件)

第30条 略

第31条 略

別表 (第26条の2関係) 略

卸売業者	氏名又は名称	
	住所	
取扱品目		

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第3条の規定により、地方卸売市場における卸売の業務を許可する。

年 月 日

職 氏 名 ㊟

様式第3号 (第4条関係)

せり人変更届

職 氏 名 様

せり人を変更したので、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則第4条第4項の規定により下記のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

(法人にあつては、所在地)

卸売業者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び

代表者の氏名)

記

変更前のせり人	氏名	
	住所	
変更後のせり人	氏名	
	住所	
	経歴	
以前から指定しているせり人の氏名		
取扱品目		

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号 (第6条関係) 略

様式第5号 (第9条関係)

仲卸業務許可申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する

様式第1号 (第7条関係) 略

様式第2号 (第9条関係)

仲卸業務許可申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する

る条例第4条第1項の規定により仲卸業務の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

(法人にあつては、所在地)

申請者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類 略

備考 略

様式第6号 (第9条関係)

仲卸業務許可証

略

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第4条第1項の規定により仲卸業務の許可をする。

年 月 日

職 氏名 印

様式第7号 (第10条関係) 略

仲卸業務許可更新申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第5条第1項の規定により仲卸業務の許可の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

(法人にあつては、所在地)

申請者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類 略

備考 略

様式第8号 (第11条関係)

仲卸業務開始(休止・再開・廃止)届

仲卸業務を下記のとおり開始(休止・再開・廃止)しますので、鳥取県境港水産物地方卸売市場の

る条例第3条第1項の規定により仲卸業務の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

(法人にあつては、所在地)

申請者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類 略

備考 略

様式第3号 (第9条関係)

仲卸業務許可証

略

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第3条第1項の規定により仲卸業務の許可をする。

年 月 日

職 氏名 印

様式第4号 (第10条関係) 略

仲卸業務許可更新申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第4条第1項の規定により仲卸業務の許可の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

(法人にあつては、所在地)

申請者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類 略

備考 略

設置等に関する条例施行規則第11条の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所

(法人にあつては、所在地)

仲卸業者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

(開始・休止・再開・廃止)の年月日	
(開始・休止・再開・廃止)の理由	

様式第9号 (第13条関係) 略

様式第10号 (第15条関係)

売買参加者登録申請書

職 氏 名 様

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第7条の規定により売買参加者の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

(法人にあつては、所在地)

申請者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類 略

備考 略

様式第11号 (第16条関係)

売買参加者登録更新申請書

職 氏 名 様

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則第16条第1項の規定により売買参加者の登録の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

様式第5号 (第13条関係) 略

様式第6号 (第16条関係)

売買参加者登録申請書

職 氏 名 様

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第8条第1項の規定により売買参加者の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

(法人にあつては、所在地)

申請者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類 略

備考 略

様式第7号 (第17条関係)

売買参加者登録更新申請書

職 氏 名 様

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第9条第1項の規定により売買参加者の登録の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

(法人にあつては、所在地)

申請者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類 略
備考 略

様式第12号 (第17条関係) 略

様式第13号 (第18条関係)

売買参加者廃止届

卸売業者から卸売を受けることを廃止しましたので、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則第18条の規定により下記のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
(法人にあつては、所在地)

売買参加者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

廃止年月日	
廃止の理由	

様式第14号 (第20条関係)

附属営業許可申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第8条の規定により附属営業の許可を受けたので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
(法人にあつては、所在地)

申請者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

略

(法人にあつては、所在地)

申請者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類 略
備考 略

様式第8号 (第18条関係) 略

様式第9号 (第20条関係)

附属営業許可申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第13条第1項の規定により附属営業の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
(法人にあつては、所在地)

申請者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

略

様式第15号（第21条関係）

附属営業開始（休止・再開・廃止）届

附属営業の許可に基づく附属営業を開始（休止・再開・廃止）しますので、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則第21条の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所

（法人にあつては、所在地）

附属営業人 氏 名 ㊞

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

（開始・休止・再開・廃止）の年月日	
（開始・休止・再開・廃止）の理由	

様式第16号（第24条関係）

相対売（定価売）実施報告書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則第24条第2項の規定により 年 月中の相対売（定価売）について、下記のとおり報告します。

年 月 日

卸売業者の名称

代表者の氏名 ㊞

記

略

様式第17号（第28条関係）

仲卸業者・売買参加者以外の者に対する卸売実施報告書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則第28条第2項の規定により 年 月中に行った仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売について、下記のとおり報告します。

年 月 日

卸売業者の名称

代表者の氏名 ㊞

様式第10号（第21条関係）

相対売（定価売）実施報告書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第16条第1項ただし書の規定により 年 月中の相対売（定価売）について、下記のとおり報告します。

年 月 日

卸売業者の名称

代表者の氏名 ㊞

記

略

様式第11号（第22条関係）

仲卸業者・売買参加者以外の者に対する卸売実施報告書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第20条第1項ただし書の規定により 年 月中に行った仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売について、下記のとおり報告します。

年 月 日

卸売業者の名称

代表者の氏名 ㊞

記	記
略	略
<p>様式第18号 (第29条関係)</p> <p style="text-align: center;">市場外保管場所指定申出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p><u>鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則第29条第1項ただし書の規定により市場外保管場所の指定を受けたいので、下記のとおり申し出ます。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">卸売業者の名称 代表者の氏名 ㊤ 記</p>	<p>様式第12号 削除</p> <p>様式第13号 (第23条関係)</p> <p style="text-align: center;">市場外保管場所指定申出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p><u>鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第21条ただし書の規定により市場外保管場所の指定を受けたいので、下記のとおり申し出ます。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">卸売業者の名称 代表者の氏名 ㊤ 記</p>
略	略
<p>様式第19号 (第35条関係)</p> <p style="text-align: center;">直接集荷許可申請書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p><u>鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則第35条第1項ただし書の規定により直接集荷の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">仲卸業務許可番号 仲卸業者の名称 ㊤ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 記</p>	<p>様式第14号 (第25条関係)</p> <p style="text-align: center;">直接集荷許可申請書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p><u>鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第27条ただし書の規定により直接集荷の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">仲卸業務許可番号 仲卸業者の氏名 ㊤ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 記</p>
略	略
<p>添付書類 略</p> <p>様式第20号 (第38条関係)</p> <p style="text-align: center;">取扱状況報告書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p><u>鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則第38条第3項の規定により</u> 年 月 月中の水産物の取扱状況について、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">卸売業者の名称 代表者の氏名 ㊤ 記</p>	<p>添付書類 略</p> <p>様式第15号 (第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">取扱状況報告書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p><u>鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第30条第3項の規定により</u> 年 月中の水産物の取扱状況について、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">卸売業者の名称 代表者の氏名 ㊤ 記</p>

<p>1 市況概況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>2 取扱実績</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 略</p>	<p>1 市況概況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>2 取扱実績</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第4条第2項第1号及び第20条第2項第1号の規定の適用については、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「旧法」という。）の規定（改正法附則第31条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により罰金以上の刑に処せられた者は、改正法第1条の規定による改正後の卸売市場法の規定により罰金以上の刑に処せられたものとみなす。
- 3 新規則第4条第2項第2号の規定の適用については、旧法第58条第1項の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新規則第8条の規定により新条例第3条の許可を取り消されたものとみなす。
- 4 新規則第15条第2項第2号の規定の適用については、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第25号）の規定による改正前の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号。以下「旧条例」という。）第12条又は第35条第1項第3号の規定により旧条例第8条第1項の登録を取り消された者は、その処分を受けた日において、それぞれ新規則第19条又は鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の規定による改正後の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第1項第3号の規定により新条例第7条第1項の登録を取り消されたものとみなす。
- 5 新規則第20条第2項第2号の規定の適用については、旧条例第15条又は第35条第1項第4号の規定により旧条例第13条第1項の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、それぞれ新規則第22条又は新条例第12条第1項第4号の規定により新条例第8条の許可を取り消されたものとみなす。